

岐阜県公報

第 百 四 十 三 号
令 和 二 年 十 月 九 日
(金曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五〇七 _{ペイ}
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五〇八
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	五〇八
○指定医療機関の休止の届出	(同)	五〇九
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五〇九
○指定介護機関の廃止の届出	(同)	五一〇
○指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五一〇
○指定介護機関の再開の届出	(同)	五一〇
○医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定	(同)	五一二
○指定施設機関の廃止の届出	(同)	五一二
○道路の区域変更	(道路維持課)	五二二
○道路の供用開始	(同)	五二三

告 示

岐阜県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西 尾 医 院	大垣市竹島町四三	令和二・五・一
市 原 歯 科 医 院	多治見市十九田町二丁目六〇番地の二	同
医療法人機能美会 田中矯正歯科こども歯科	大垣市南高橋町三丁目三四番地一 オゾン大垣ビル二階、三階、四階	同
可児さとう内科	可児市土田五二六〇番地三	令和二・六・一
よこた整形外科	各務原市鵜沼羽場町二丁目一五〇番地一	同

V・drug 可児土田薬局	可児市土田字富士ノ井五二六一番地一	同
NexWell恵那地域笑顔共創クリニック	恵那市武並町竹折一〇八七番地一	令和二・七・一
V・drug 美濃わらび薬局	美濃市大字藤生字浅野一三九番地一	同
V・drug 大垣林町薬局	大垣市林町七丁目字藪下六七一番地	同
田中平和堂薬局	海津市南濃町駒野六八八―一	同
玉田眼科クリニック	各務原市蘇原東島町三丁目一〇五番地	令和二・八・一
碧の杜歯科くりにつく	安八郡神戸町北一色五五二―三	同
ウエルシア薬局可児広見店	可児市広見八一七番地一	同
クスリのアオキ美濃太田薬局	美濃加茂市太田町一八六〇番地二	同
山中薬局 西友滝呂店	多治見市滝呂町二丁目一八五―一	同
ささゆり薬局 太平店	多治見市太平町六―三六	同

岐阜県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 月 日 定
結ホームナースینگ合同会社	美濃加茂市野笹町二丁目七番一八号	訪問看護ステーションむすびけア	可児市広見一丁目四番地スマイリストビル三FC	令和二・四・一
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーションあやめ大垣	大垣市中川町一丁目三四―一〇五ライフ中川―〇五	令和二・六・一
株式会社デザインケア	愛知県名古屋市中区大須一―七―一ルパークIMビル二F	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション鶴沼	各務原市鵜沼南町四丁目二番地一長屋ハウスEasht	同
株式会社link ONE sel f	各務原市那加新加納町三三五〇―一―シエラトンINAM I 3 A	訪問看護ステーションひまわり	各務原市那加新加納町三三五〇―一―シエラトンINAM I 3 A	令和二・七・一

岐阜県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西 尾 医 院	大垣市竹島町四三	令和二・四・三〇
市原 齒 科 医 院	多治見市十九田町二丁目六〇番地の二	同

田中矯正歯科医院	大垣市郭町三二二五	令和元・六・三〇
いしわた歯科医院	多治見市笠原町二〇四六の一	令和二・五・三一
ゴトウ歯科医院	羽島郡岐南町八剣二丁目三番地	令和二・六・一
ベリカン薬局	各務原市蘇原興亜町四一六二四	平成三〇・二・一
V・drug 大垣中央薬局	大垣市林町七丁目字数下六六四番地	令和二・六・三〇
田中平和堂薬局	海津市南濃町駒野六八八一	同
山中薬局 西友滝呂店	多治見市滝呂町一二丁目一八五	令和二・七・三一
有限会社大氣 太平調剤薬局	多治見市太平町六一三六	同

岐阜県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示す

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称
株式会社 介護サービス各務原	各務原市蘇原花園町三丁目二番地	通所介護	デイサービス・各務原
株式会社 セイヨウトレーディング	岐阜市日置江七一七一〇	居宅療養管理指導	エース薬局
同	同	介護予防居宅療養管理指導	同
有限会社 香友	安八郡神戸町北一色二番地の一	通所介護	デイサービスセンターライズ

る。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	休止年月日
あたり歯科医院	安八郡輪之内町楡俣六六六	令和二・七・六

岐阜県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の名称	所在地	指定年月日
株式会社 介護サービス各務原	各務原市蘇原花園町三丁目二番地	令和二・六・一
羽島郡笠松町門前町六	同	令和二・七・一
同	同	同
有限会社 香友	安八郡神戸町北一色二番地の一	同

社会福祉法人 吉田会

〇一〇 養老郡養老町押越七〇

介護予防
小規模多
機能型居
宅介護

小規模多機能ホーム つば

養老郡養老町押越六八
三二二

同

岐阜県告示第四百三三

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社 新生メディカル

岐阜市橋本町二丁目五二番地

訪問介護

株式会社 新生メディカル
大垣南営業所大垣市南瀬町一丁目九八
三 リトルシャトー

令和二・七・三一

同

訪問介護

同

同

同

同

訪問型サービス（独自）

同

同

同

岐阜県告示第四百四四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

野村クリニック

海津市南瀬町太田二六七一

通所リハビリテーション

旧 野村デイケア
新 まりすりハピリセンター

海津市南瀬町太田二六七一

令和元・六・一

同		医療法人社団 悠久会 一九	訪問看護	旧 杉山内科医院 新 森本内科・皮ふ科	同	羽島郡笠松町奈良町一 一九	令和二・五・一
同	株式会社 D C L I P	同	居宅療養管理指導	同	同	同	同
同	同	同	短期入所生活介護	旧 野村ショートステイ 新 香和ショートステイ	同	海津市南濃町太田二六 六一	令和元・六・一
同	株式会社 ウィズ	同	訪問看護	訪問看護ステーション ウィズ	同	大垣市竹島町七七番地 新 大垣市木戸町二三番地一	令和元・九・一
同	同	同	訪問看護	同	同	同	同
同	同	同	訪問看護	同	同	同	同

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を再開した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

同	株式会社 セラム	同	訪問介護	けあらーず土岐指定訪問介護事業所	同	土岐市泉東窯町三丁目三〇番	令和二・七・一
同	同	同	訪問介護	同	同	同	同

住宅介護事業者等の名称

愛知県名古屋市中北区大曾根一丁目二六番二三号

サービスの種類

居宅介護事業所の名称

再開年月日

同

同

訪問型サ
ービス(独
自) 同

岐阜県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 指 定
年 月 日

後 藤 洋 幸 ひろ 接 骨 院 各務原市那加前野町四―一三三―

令和
二・五・三

田 端 浩 樹 浅 野 接 骨 院 土岐市肥田浅野笠神町一―二六

令和
二・六・三

仲 野 茂 仲 野 接 骨 院 羽島郡岐南町野中二―六五

令和
二・七・三坂 元 隆 洋 KEIROW関中
央ステーション 可児郡御嵩町古屋敷一八―二令和
二・七・三近 藤 正 輝 しんさかえ鍼灸接
骨院 海津市海津町成戸一五三―二令和
二・八・一井 上 馨 二 フレアス在宅マッ
サージ岐阜中央施
術所 大垣市赤坂町四五番地四令和
二・八・二

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所等の所在地又は住所 廃 止
年 月 日原 田 仁 志 訪問マッサージK
EIROW多治
見ステーション 瑞浪市須野志町二―七八―ドミ―
ルありが一〇三令和
二・五・三

高 橋 由 季 美 イトシン接骨院 大垣市赤坂町三二二五―三

令和
二・四・三〇

岐阜県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備 考 (区域 又は 決定 年月 日 の 告示 は か ら)
大真北 野正 方線							
同市 番二 地先 まで							
本県市上真桑字安藤分一八一 二番一地先から							
同市同字同 一六四							
六三・〇							
令和 二・一〇・ 九							
平成 三〇・一〇・ 三							

県道	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の 員 幅	延長 (メートル)	備考
井尻 八百 津線								
可児郡御嵩町井尻字御衆 平二六五番一地先から								
同郡同町上之郷字寺 尾六六九六番一地先まで								
後								
二・一 四・五								
前								
二・一 三・九								
二四・六								
二四・六								

令和二年十月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社